

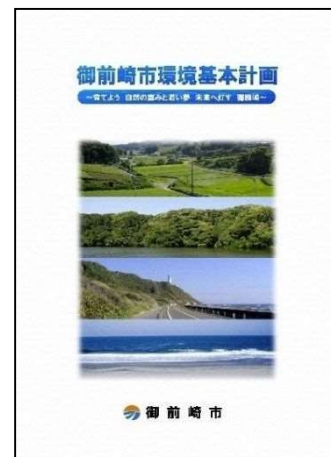
資料編

資料 1 御前崎市の環境行政の動向

●環境基本条例の制定と環境基本計画の策定

環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、2006（平成 18）年 12 月に「御前崎市環境基本条例」を制定し、2007（平成 19）年 4 月 1 日に施行しました。本条例では基本理念のほか、市・市民・事業者・滞在者等の責務、施策の基本方針、基本的な施策、環境保全対策審議会などについて規定しています。

また、同条例の第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010（平成 22）年 3 月に「御前崎市環境基本計画」（以下、第 1 次計画という。）を策定しました。



●御前崎市エネルギービジョンなどの策定

エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止に寄与するため、「エネルギーのまち」として、自然特性を活かした再生可能エネルギー⁴⁶の導入を推進しています。2018（平成 30）年 3 月には「御前崎市エネルギービジョン」、2022（令和 4）年 3 月には「御前崎市エネルギービジョン中長期計画」を策定し、公共施設の ZEB⁴⁷化や電力のスマート利用システムの構築など、平常時の省エネと緊急時の電源確保に向けた具体的な取り組みが進められています。

一方で、再生可能エネルギー発電事業と良好な景観や自然環境との調和を図るため、「御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を適正に運用しています。

●第 2 次御前崎市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「第 2 次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を 2019（平成 31）年 3 月に策定しました。この計画では、2028（令和 10）年度までの 1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減、生活雑排水処理率の向上を目指し、ごみ排出適正化の強化、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の徹底、事業系ごみの排出抑制、合併処理浄化槽⁴⁸の設置促進などの施策を推進していくこととしています。

●第 2 次御前崎市環境基本計画の策定

2020（令和 2）年 3 月に「第 2 次御前崎市環境基本計画」（以下、第 2 次計画という。）を策定しました。第 2 次計画では、第 5 章に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を盛り込むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の目標も加味しながら、目指す環境像「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」の実現に向けた計画となっています。

46 再生可能エネルギー：自然の力を利用して、くり返し使えるエネルギーのこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

47 ZEB（Net Zero Energy Building）：外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルのこと。

48 合併処理浄化槽：風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

●ゼロカーボンシティ宣言

2021（令和3）年2月15日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。具体的には、循環型社会形成のための3R⁴⁹推進、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、森林や公園・緑地の適正管理、環境負荷の少ない交通の普及を推進します。さらに、2024（令和6）年度には、環境省の補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」に採択され、「御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想」を策定しました。

●ポータルサイト「エネSmileタウン」の開設とGX推進課の誕生

エネルギーのまちポータルサイト「エネSmileタウン」を2024（令和6）年2月に開設し、エネルギーに関する情報を発信しています。また、2025（令和7）年度には庁内に「GX⁵⁰推進課」が誕生し、ゼロカーボンシティの実現に向けた戦略的な施策展開、市民や事業者が地球温暖化対策に取り組みやすい環境づくり、地域特性を活かしたエネルギーの活用などを進めています。

資料2 御前崎市の環境の現状

2-1 位置及び概要

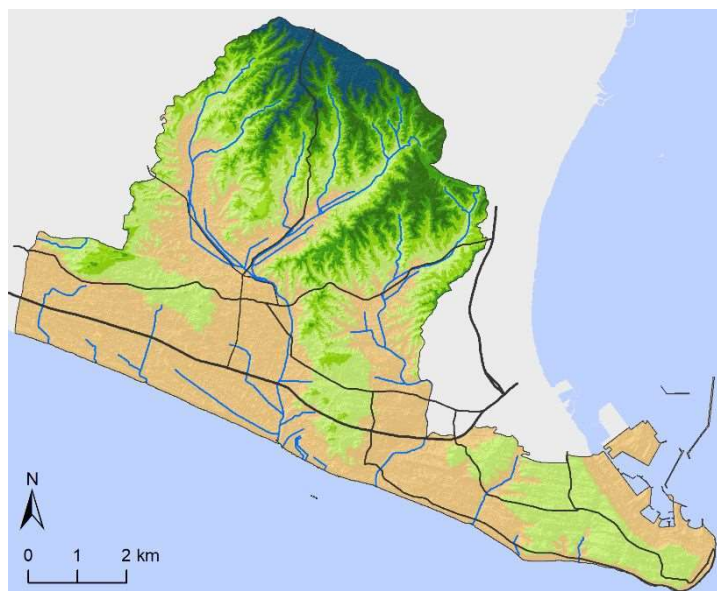
●地勢

太平洋に面した雄大な海と御前崎灯台が一体となった美しい海岸線、北部に広がる牧之原台地の茶園が織りなす、海と山の自然が調和した豊かな環境に恵まれたまちです。

1971（昭和46）年には、県内で3番目となる関税法による開港指定された御前崎港が誕生しました。金谷御前崎連絡道路をはじめ、東名・新東名高速道路や富士山静岡空港とのアクセスも良好で、県中西部の物流を担う多目的流通港湾として大きな期待が寄せられています。

北部の牧之原台地から南へ斜面が広がり、南部には平坦部が広がります。また、新野川、箴川が各支流を集めて、北から南へほぼ並行して流れ、遠州灘に注いでいます。河川の周辺には農地が広がり、田園地域を形成しています。

海岸部は浜岡砂丘に代表される白砂の海岸が広がり、岬の先端部には磯もみられます。また、御前崎地区は遠州灘と駿河湾に挟まれた地形であり、標高60m前後の台地の縁で切り立った崖により形成されています。



地形の状況

【資料：国土数値情報】

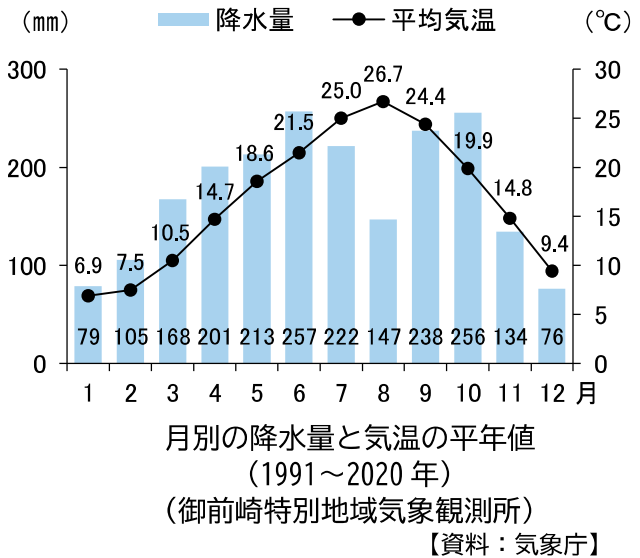
49 3R：リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの言葉の頭文字をとったもの。

50 GX（Green Transformation）：化石燃料への依存から脱却し、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへの変革していくこと。

●気象

典型的な太平洋岸式気候であり、遠州灘から駿河湾に沿って流れる黒潮の影響により、年間を通じて温暖な気候となっています。

御前崎特別地域気象観測所における1991(平成3)年～2020(令和2)年の平年値は、平均気温が16.7℃で夏冬の気温の差が小さく、一年を通じて比較的過ごしやすい地域となっています。また、年間降水量は、2,094.8mmで、6月から10月が多くなっています。平均風速は、4.9m/sですが、冬期には特に西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が続きます。全国トップクラスの日照時間の長さも特徴です。

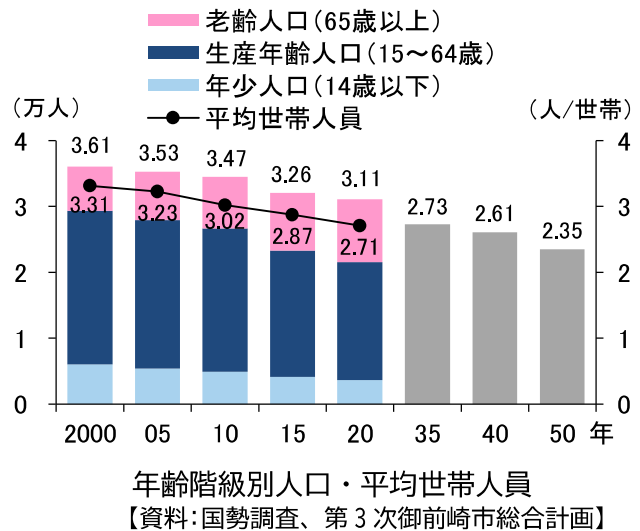


2-2 社会特性

●人口・世帯

2020(令和2)年の国勢調査によると、本市の人口は31,103人、世帯数は11,484世帯です。人口は2000(平成12)年以降、減少しているにもかかわらず世帯数が増加しており、核家族化が進んでいます。また、年少人口の減少と高齢人口の増加が進む少子高齢化が進行しています。

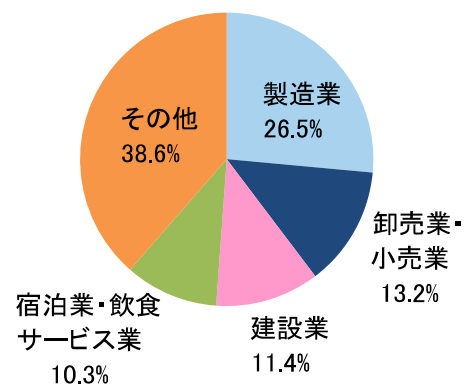
「第3次御前崎市総合計画」では、様々な施策を講じながら人口減少の抑制効果を創出することで、2033(令和15)年の目標人口を28,000人と設定しています。



●産業

2021(令和3)年の産業別従業者数の内訳は、製造業(26.5%)が最も多く、次いで、卸売業・小売業(13.2%)、建設業(11.4%)、宿泊業・飲食サービス業(10.3%)となっています。

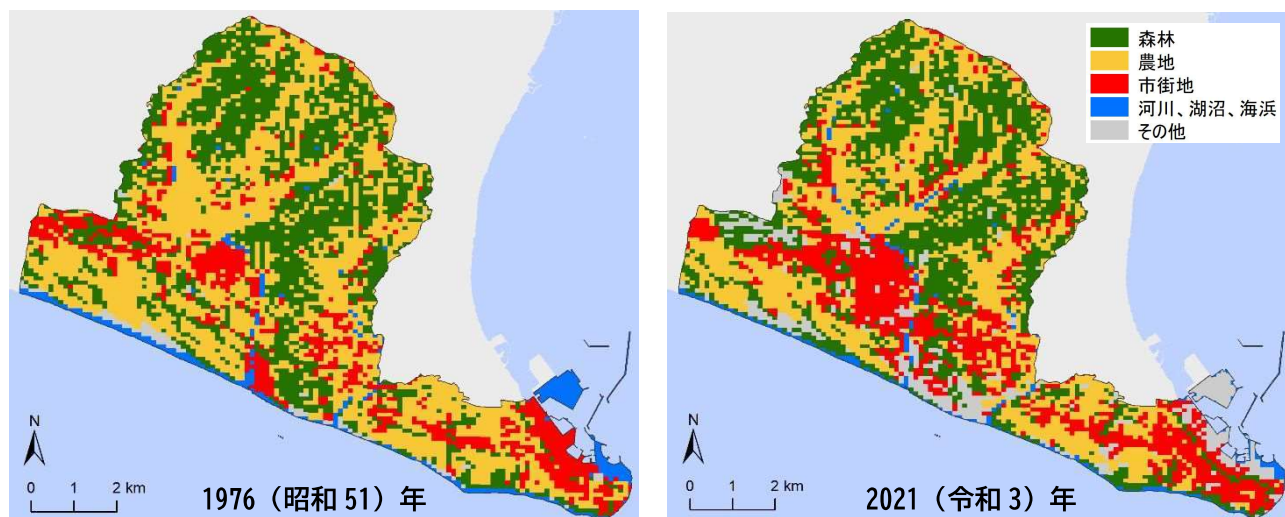
農業では茶やいちご、野菜など、水産業ではカツオやシラスなどが中心となっているほか、マリインレジャーなど観光業も盛んです。さらに、中部電力浜岡原子力発電所が立地し、エネルギー関連産業が地域経済の基盤にもなっています。



2-3 土地利用

●土地利用

1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用を比較すると、平野部を中心に農地の減少が著しく、市街地やその他の土地利用に転用されています。



土地利用の変化

【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

●環境関連法指定地域

海岸域と桜ヶ池及び高松山地区は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。また、海岸から平野部にかけては鳥獣保護区に指定されています。



環境関連地域指定図

【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

2-4 自然環境（海岸・河川・水資源）

●御前崎遠州灘県立自然公園・海岸浸食

海岸には、岬の段丘崖や磯・砂浜、白砂青松の砂丘が広がり、青い海と調和した美しい景観をなし、アカウミガメの産卵地にもなっています。これらの海岸部一体は御前崎遠州灘県立自然公園に指定され、生物多様性と景観の保全が図られています。しかし、天竜川上流のダム建設や海岸突堤などの構造物の影響で砂の流れが妨げられ、浜岡砂丘を含む遠州灘海岸では浸食が進行中で、広域的な対策が求められています。



浜岡砂丘

●海岸林・海岸植生

沿岸の砂丘地帯には、砂丘植生とクロマツ植林が帯状に広がり、わずかに湿性草地もみられます。砂丘植生は厳しい環境に適応した植物で、背後のクロマツは防砂・防風の役割を果たし、美しい白砂青松の景観をつくっています。かつては湿地が広がり湿生植物が豊富でしたが、造成により多くが失われ、クロマツもマツノザイセンチュウの寄生などによる松枯れの被害を受けています。

●海岸・河川美化

海岸部では、台風後などには多量の流木や河川からのプラスチックごみなどが漂着し、海岸環境を悪化させています。特に近年、マイクロプラスチック⁵¹を含む海洋プラスチックごみによる生態系などへの影響が、国際的な問題にもなっています。そのため、本市では市民参加による海岸・河川清掃を定期的に行っています。2024（令和6）年度の海岸清掃ボランティア数は581人、河川愛護参加人数は3,858人でした。

●水産資源

砂丘地帯が広がる遠州灘海岸だけでなく、遠州灘と駿河湾との境に突出した御前崎灯台付近では波食台や岩礁が露出した磯など、多様な沿岸環境が分布しています。そのため、遠州灘沖のシラス漁や、磯のイセエビ漁などの沿岸漁業が行われています。

また、御前崎港では近海のカツオや、駿河湾のキンメダイなどが水揚げされていますが、磯焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが課題となっています。

●湧水・水資源

静岡県の調査（2002（平成14）年度）によると、市内の湧水地点として17地点が抽出されています。このうち、14地点では以前より減少、または枯渇したとされています。白羽にある「庚申堂」は古くから生活用水として使用されてきたほか、信仰の対象でもありました。今でも地元住民により、大切に管理・利用がされています。



庚申堂の湧水

51 **マイクロプラスチック**：海洋を漂うプラスチックごみの中でも長期間かけて細かくなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

2-5 自然環境（森林・農地）

●森林

「御前崎市森林整備計画」によると、市域面積に占める森林の割合は約25%（静岡県平均64%）、人工林率は約24%（静岡県平均56%）であり、いずれも低くなっています。人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。また、本市北部の丘陵地の分布するシイ・カシなどの二次林は、時代の変化とともに薪や炭が利用されなくなったため管理されなくなり、竹林の増加等により荒廃が進んでいます。



森林

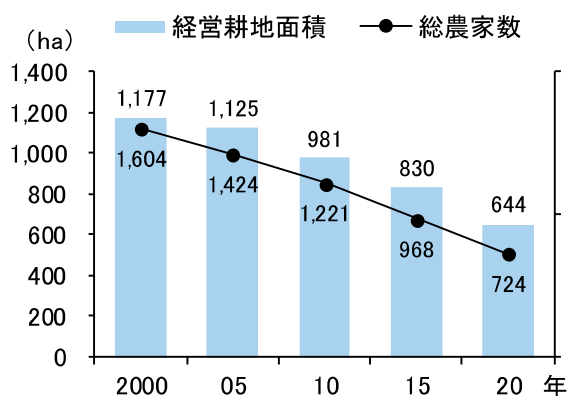
●農地



水田

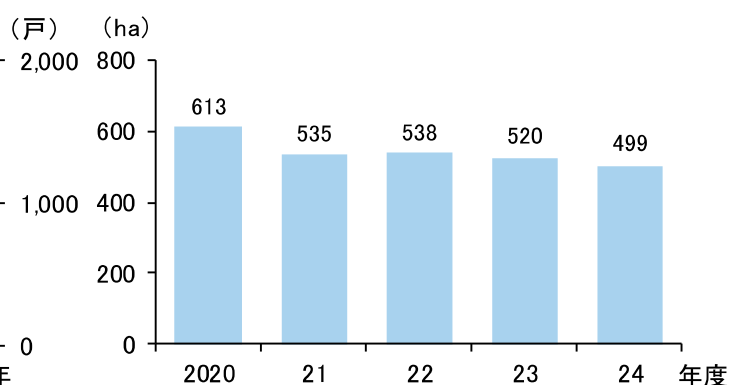
農業従事者の高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数や経営耕地面積は年々減少しています。2020（令和2）年における総農家数は724戸、経営耕地面積は644haであり、ともに年々減少傾向にあります。このような背景から、遊休農地⁵²の増加が課題となっており、本市では、荒廃農地を再生する際のコストを軽減し、荒廃農地の再生を通じた農地集積による経営規模拡大を促進するための「御前崎市荒廃農地再生・集積促進事業費補助金」を交付しています。

本市の南東部は、市街地や造成地のほか、茶畑、畑地が広い面積を占めており、海岸に近い方では畑地、海岸から離れた場所では茶畑が主に分布しています。また、丘陵地に挟まれた河川沿いに広がる北部の谷津田では、水田が大部分を占めており、東遠地域でも有数の田園風景を形成しています。



経営耕地面積と総農家数

【資料：農林業センサス】



遊休農地面積

【資料：農林水産課】

●地産地消・環境保全型農業

学校給食における地産地消を促進するため、市内産の米を自炊して各園・学校に提供しています。献立についても6月、11月、1月の「ふるさと給食週間等」に加え、毎月1日を「ふるさと給食の日」として設定し、旬の地元産の食材を意識した献立づくりを行っています。また、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する環境保全型農業の推進が求められています。

52 遊休農地：耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

2-6 自然環境（生物）

●生物の概要

暖帯性の植物が多く、多様な環境に応じた豊かな植生が広がっています。しかし、近年では二次林や農地の荒廃、海岸湿地の埋立などにより、生育環境の減少が課題となっています。

動物では、御前崎海岸周辺にシギ・チドリ類やカモメ類などの鳥類が多くみられ、桜ヶ池はオシドリの重要な越冬地です。また、砂浜は国の天然記念物であるアカウミガメの産卵地として知られています。御前崎の岩礁域にはイソスジエビやイソガニ、様々な貝類が生息し、ホンダワラやワカメなどの海藻も分布しており、魚類の産卵・生息地として重要な役割を果たしています。

●絶滅の可能性のある生物

絶滅の可能性のある動植物として、ヒメビシ、アカウキクサ、コアジサシ、アカウミガメなど、静岡県版レッドリストに掲載されている144種が確認されています。また、2014（平成26）年4月から、県指定希少野生動植物⁵³にアカウミガメが指定されました。



アカウミガメ



コアジサシ

●外来種

特定外来生物として、植物のオオフサモ、オオキンケイギク、魚類のオオクチバス、ブルーギルが確認されています。また、生態系被害防止外来種⁵⁴のセイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオカナダモなどの植物、ハツカネズミ、タイリクバラタナゴ、スクミリンゴガイなどの動物も確認されています。

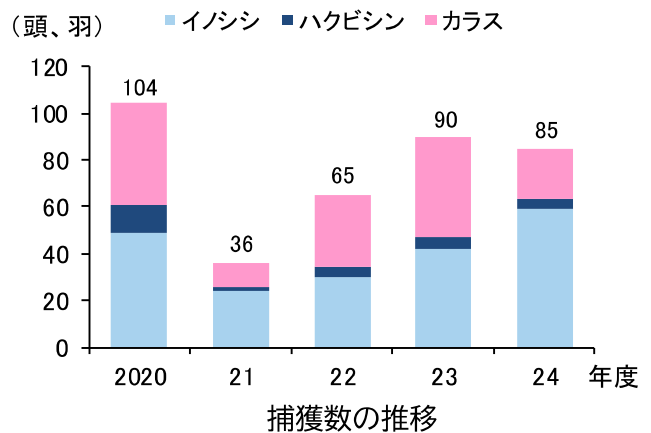


オオキンケイギク

●有害鳥獣

2022年度（令和4年度）に「御前崎市鳥獣被害防止計画」を策定し、イノシシ、ハクビシン、カラスを対象鳥獣としています。

2024（令和6）年度の捕獲数は85頭羽でした。イノシシによる被害は年間通じて、果樹、野菜、いも類、茶などの被害があります。



【資料：農林水産課】

⁵³ 県指定希少野生動植物：「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、保護が必要な種として指定された生物。本市ではアカウミガメが指定されており、無許可の捕獲や殺傷は厳しく禁止されている。

⁵⁴ 生態系被害防止外来種：外来種の中でも、地域の自然環境や農林水産業、あるいは人の生命や身体に被害を及ぼすおそれがあるものとして、国によって選定された生物のこと。

●重要生息生育地・自然共生サイト

豊かな自然環境と美しい景観が残る遠州灘の沿岸部は「御前崎遠州灘県立自然公園」に指定されています。また、アカウミガメは集団繁殖地として北限に当たり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」として国指定の天然記念物となっています。しかし、車両などの乗り入れなどによりアカウミガメの産卵環境が悪化したり、貴重な海浜植物が踏み荒らされるなど、自然環境への影響が生じています。

また、御前崎周辺沿岸のコンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落と、アカウミガメの産卵地である遠州灘海岸が「日本の重要湿地 500」に選定されています。なお、「御前崎港久々生海岸里海プロジェクト」（申請者：NPO 法人 Earth Communication）が環境省の「自然共生サイト」に認定されています。

●飼養動物

「御前崎市飼い犬条例」や飼い猫の適正飼養の補助によりペットの適正な飼育を定めるとともに、法律及び県条例の趣旨に基づき、地域猫（飼い主のいない猫）の不妊去勢手術等事業を実施しています。

2-7 快適環境

●人と自然とのふれあい

マリンスポーツ、水とのふれあい、自然観察、植物の観賞など、自然とふれあうことのできる場所が存在します。特に御前崎ロングビーチは、サーフィン・ウインドサーフィンなどプロツアーの会場としても利用されています。また、御前崎海岸や桜ヶ池が「静岡県のみずべ 100 選」、御前崎海水浴場が「快水浴場百選（環境省）」などに選ばれています。あらすわふる里公園、高松緑の森公園、白砂公園、大原公園などでは自然観察、桜ヶ池や白砂公園では桜などの花の鑑賞ができます。



マリンスポーツ

●景観



御前崎灯台と海岸の景観

景観は、牧之原台地の大茶園、浜岡砂丘の海岸部、田園地帯の平野部の3つが調和し、美しい風景を形づくっています。御前崎灯台などの高台や微高地は眺望点として親しまれています。一方で、管理されていない山林や荒廃農地、防風林の松枯れなどが景観を損ねる要因となっています。

●歴史・文化的遺産

文化財が 36 件あり、そのうち環境に関わる史跡・名勝・天然記念物は 10 件です。国指定の「白羽の風蝕礫産地」や「御前崎のウミガメおよびその産卵地」、県指定名勝「桜ヶ池」など、自然と深く結びついた貴重な文化財が存在します。また、内陸の丘陵地には多くの埋蔵文化財が分布し、地域の歴史を今に伝えています。

●公園・緑地・緑化

高松公園、あらさわふる里公園などの公園・緑地が整備されており、散策や憩いの場などとして、地域に潤いと安らぎを与えています。また、潤いのある緑のまちづくりを推進するため、グリーンバンクを活用した緑化に取り組んでいるほか、花の会への支援、学校での緑のカーテンの設置などを推進しています。

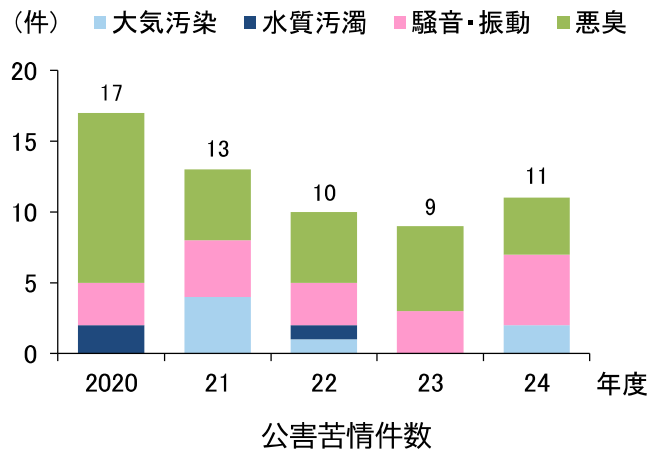


高松公園

2-8 生活環境

●公害苦情

2024（令和6）年度の公害苦情件数は11件となっており、騒音・振動5件、悪臭4件、大気汚染2件でした。近年では騒音・振動や悪臭に対する苦情が大半を占めています。



【資料：市民課】



コラム

公害苦情

市では、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音、振動公害に関する苦情についてできるだけ迅速に対処し、解決に向けて最大限努めています。しかし、公害の発生原因は工場や事業所のみならず家庭生活と密着したものが多く、お互いの思いやりが欠如しているのが原因となっているものもあります。このような問題は地域で話し合い、住民自身で解決していくことが望ましいです。公害において生活に著しい被害を受けている方は、市役所の市民課生活衛生係までご相談ください。

●水質汚濁

河川については、生活環境の保全に関する項目について、静岡県が2地点（年6回測定）、本市が29地点（年2回測定）で定期的に水質測定を行っています。2024（令和6）年度のBOD⁵⁵のデータをみると、原前川（河口・下流）やグランドホテル西側排水口、講舟川のBODが高くなっています。

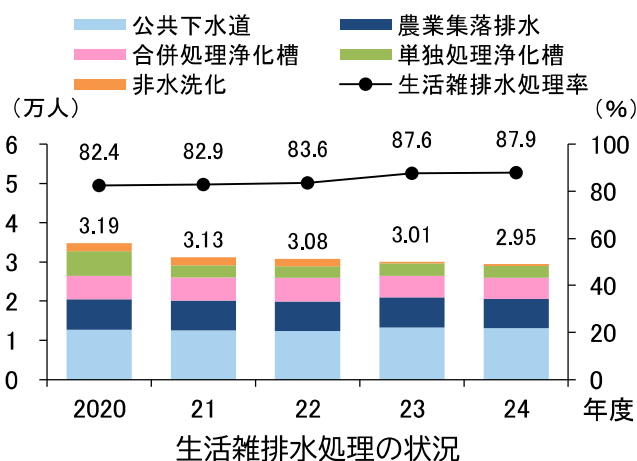
本市には環境基準⁵⁶が設定されている河川はありませんが、近傍の類似河川における環境基準の設定状況から、すべての河川について河川B類型の基準を準用しています。市内河川のBODのB類型環境基準（3mg/l以下）達成率は、2024（令和6）年度が90.3%となっており、ここ数年は70%前後で推移していますが、年ごとの変動が大きくなる傾向があります。

55 BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

56 環境基準：環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

●生活雑排水処理率

下水道や合併処理浄化槽が年々整備され、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。生活雑排水処理率は年々増加しており、2024(令和6)年度には87.9%となっています。そのほか、佐倉地区、上朝比奈・下朝比奈地区、比木地区、新野地区では農業集落排水処理施設を設置し、生活排水の処理を行っています。



【資料:第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画】

●大気汚染

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)⁵⁷、微小粒子状物質(PM_{2.5})、光化学オキシダント(O₃)などには環境基準が定められています。本市では、県が実施している光化学オキシダント情報(牧之原市役所が常時監視測定局)やPM_{2.5}(掛川市大東支所が常時監視測定局)の情報提供を受けており、高濃度になると予測される場合は、光化学オキシダント警報・注意報、PM_{2.5}注意喚起情報が発令されます。

●悪臭

2007(平成19)年4月1日から悪臭の規制方法が、特定物質濃度規制から臭気指数規制へ変更されました。御前崎地域では臭気指数18を導入していましたが、浜岡地域の臭気指数規制導入時に現在の状況に合わせ変更され、市全域で臭気指数15に指定されています。2024(令和6)年度は市内7箇所臭気測定を行っており、4箇所で臭気指数の規制基準を超過しました。

●騒音

一般国道150号と県道の2地点で自動車騒音の面的評価を行っています。2024(令和6)年度の結果は、昼夜の達成率が一般国道、県道ともに100%でした。また、自動車騒音常時監視に係る騒音調査として2024(令和6)年度は県道で測定を行っており、昼夜の環境基準を達成しています。

●有害化学物質

静岡県では毎年、地下水中の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の測定をしていますが、2024(令和6)年度に行った調査では、市内8地点で環境基準(10mg/l)を超えた井戸はありませんでした。

また、静岡県ではダイオキシン類の調査も市内で実施していますが、2018(平成30)年度までに行った地下水2地点、土壌4地点で測定は、すべての地点で低い数値を示し、環境基準を達成しています。

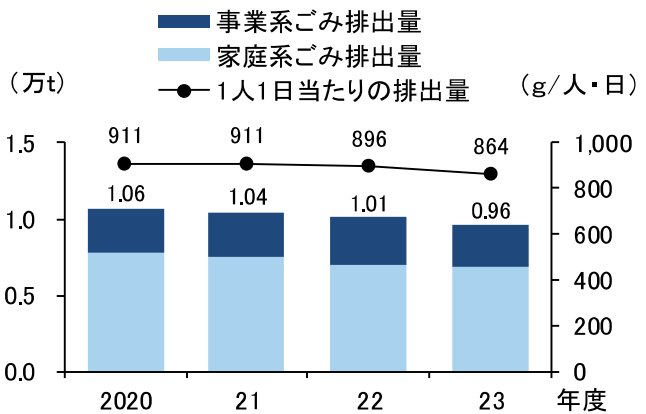
57 浮遊粒子状物質(SPM):大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

2-9 資源循環

●ごみ排出量

ごみ総排出量は近年横ばいで推移しており、2023（令和 5）年度は 9,616t でした。全体の 70.9%が家庭系ごみ、残りの 29.1%が事業系ごみです。家庭系ごみは減少傾向にあるのに対し、事業系ごみは近年、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

また、2024（令和 6）年度の 1 人 1 日当たりのごみ発生量は 866g/人・日で、2023（令和 5）年度の県平均（807g/人・日）よりも多くなっています。



ごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量
【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●リサイクル率

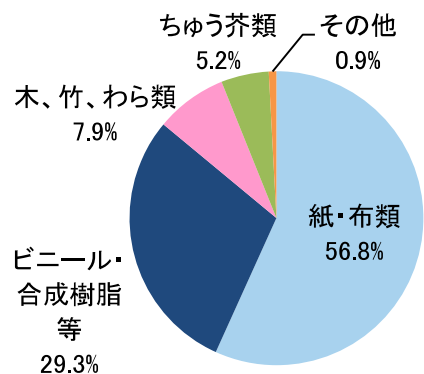
2009（平成 21）年度より、ごみ減量化、市民サービス向上を考え、古紙回収ボックス（コンテナ）を浜岡地区、御前崎地区の 2 箇所を設置しています。また、直接搬入された草木のリサイクル、てんぷら油等の回収及びリサイクルを実施しています。さらに、ごみの焼却処理に環境保全センターから発生する焼却灰についても、コンクリートや舗装などの材料としてリサイクルを実施しています。

2024（令和 6）年度のリサイクル率（集団回収・焼却灰リサイクルを含む）は 33.1%でした。なお、2023（令和 5）年度のリサイクル率は、本市が県内 1 位（県平均 17.9%）となっています。

●ごみ組成

2023（令和 5）年度におけるごみ組成比率をみると、紙・布類やビニール・プラスチック類の比率が高いことがわかります。これは、可燃物に比べて資源ごみの収集回数が少ないことも原因の一つとして考えられます。

また、生ごみの減量と再資源化促進のために、生ごみ処理機器を購入・作成された方に補助金を交付しています。



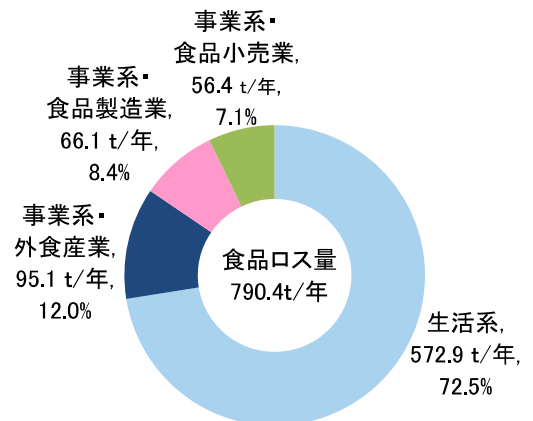
ごみ組成比率（2023 年度）

【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●食品ロス

食品ロス量（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の量）は 790.4t/年と推計され、そのうち、生活系食品ロスが 572.9t/年（72.5%）、事業系食品ロスが 217.6t/年（27.5%）となっています。

また、事業系食品ロス量の内訳は、外食産業が 95.1t/年（16.1%）、食品製造業が 66.1t/年（11.1%）、食品小売業が 56.4t/年（9.5%）となっています。



食品ロス量（2022 年度）

【資料：農林水産省資料から推計】

●ごみの適正処理・グリーン購入

ごみの収集区分は、可燃物、資源ごみ、その他に区分され、そのうちの資源ごみは、①ビニール・プラスチック類（プラマークあり）、②ビニール・プラスチック類（プラマークなし）、③金物、④ガラス、⑤陶磁器、⑥ペットボトル（PET1 マークのみ）の6種類となっています。ごみ集積所で回収したごみは、環境保全センター（牧之原市御前崎市広域施設組合）に運び、適正に処理しています。

リサイクル製品などの利用を促進するため、価格や機能、品質だけではなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」の推進が求められています。

●不法投棄・環境美化

廃棄物を法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄する「不法投棄」が問題となっています。市内における2024（令和6）年度の不法投棄発見箇所数は26箇所でした。本市の不法投棄対策として、不法投棄防止看板の設置や貸出、不法投棄監視パトロールの実施などを行っており、不法投棄箇所数が年々減少はしているものの、山間部での不法投棄数を減らすことが難しい状況となっています。

また、市内の海岸には漂着ごみ、河川・道路にはポイ捨てごみなどがみられます。このようなごみは、景観を阻害し、生物による誤飲などの影響が懸念されます。そのため、天然記念物のアカウミガメが上陸・産卵する県立自然公園の浜岡砂丘をはじめとした地域では、自然環境の保全と環境学習を兼ねて、市民の参加による海岸清掃や環境美化活動を推進しています。



コラム

ビーチクリーン活動

本市と株式会社伊藤園は、2025（令和7）年2月に「環境に関する連携協定」を締結しました。本協定は、地域の環境保全と市民の環境意識向上を図ることが目的です。双方は連携協力の下、環境問題に対して迅速に対応し、持続可能な社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2026（令和8）年3月には、本協定に基づいて伊藤園と共に下岬海岸で2回目のビーチクリーンを実施し、約180人が参加しました。今後も、伊藤園とのビーチクリーンが実施される予定です。市内では、伊藤園だけでなく、さまざまなボランティア団体が海を守るために活動しています。未来の御前崎を守るため、市はこれからもさまざまな団体の活動を支援していきます。

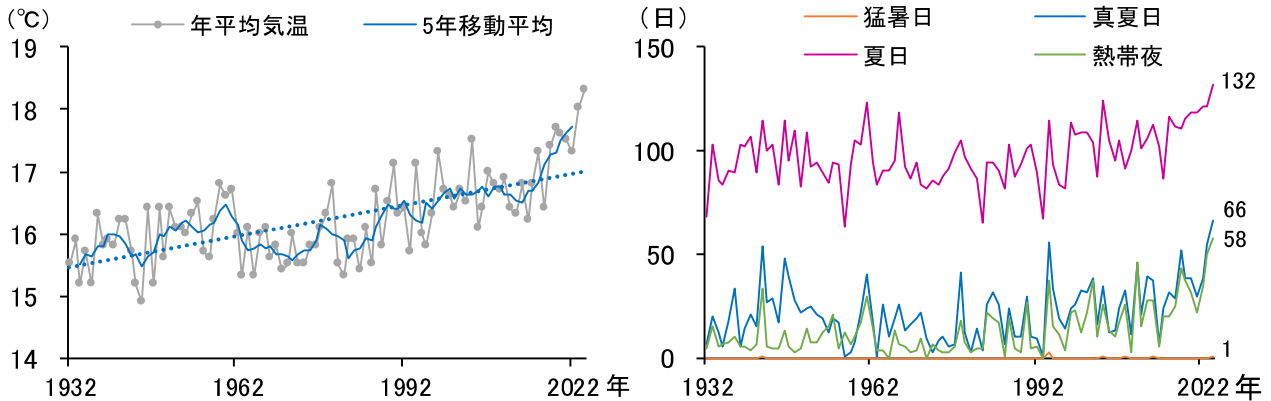


2-10 地球環境

●気温の上昇

年平均気温は年々上昇しており、夏日（最高気温が25℃以上）や真夏日（最高気温が30℃以上）、熱帯夜（最低気温が25℃以上）の日数も増加傾向となっています。

また、より一層の温暖化対策をとらない場合、21世紀末（2081年～2100年）には現在（1981年～2000年）よりも年平均気温が約4.5℃高くなると予測されています。



御前崎市の年平均気温・猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜の日数の推移

【資料：気象庁ウェブサイト】

●海水温の上昇

日本近海におけるここ100年間の海水温の上昇率は、+1.14℃/100年であり、磯焼けの発生のほか海水温上昇ストレスによるサガラメやアラメ等の藻類の生育適地減少やアイゴなどの植食性魚類による藻場減少が発生しています。本市近海においても、21世紀末には海面水温（年平均、年最高）は現在よりも3～4℃上昇すると予測されており、本市の基幹産業である漁業の採介藻漁業へのさらなる影響が懸念されます。

●砂浜の減少や御前崎茶などへの影響

国立環境研究所の報告書によれば、海面が30cm上昇すると静岡県内の砂浜の約26%が消失すると予測されており、本市の貴重な自然資源である浜岡砂丘も大きな影響を受けると考えられます。

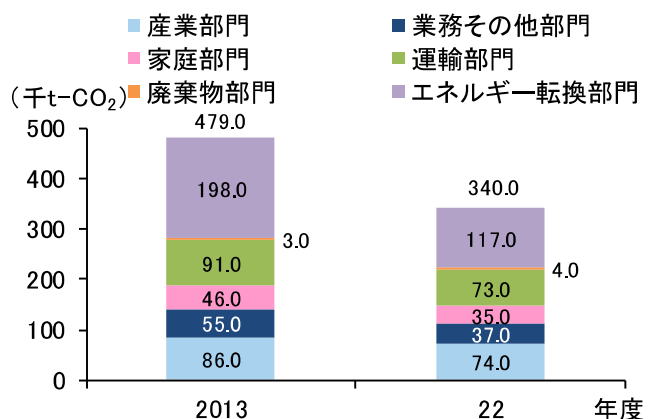
さらに、少雨・高温や暖冬により、基幹産業である御前崎茶の生育不良や芽ぞろいの乱れなどの影響が懸念されます。

●温室効果ガス排出量

2022（令和4）年度に本市全域から発生した温室効果ガス（二酸化炭素）は340.0千t-CO₂であり、部門別ではエネルギー転換部門*1（34.4%）が最も多く、次いで産業部門（21.8%）、運輸部門（21.5%）、業務その他部門（10.9%）、家庭部門（10.3%）、廃棄物分野（1.2%）の順でした。

基準年度である2013（平成25）年度からの推移をみると29.0%減少しています。

*1 エネルギー転換部門は2021（令和3）年度のデータを使用。

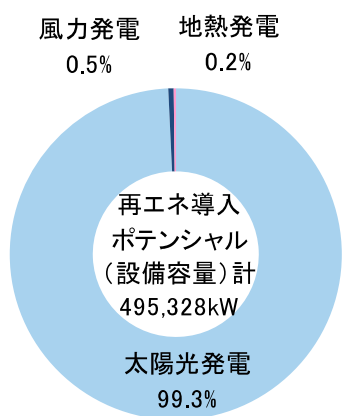


御前崎市域からの温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

●再生可能エネルギー導入ポテンシャル

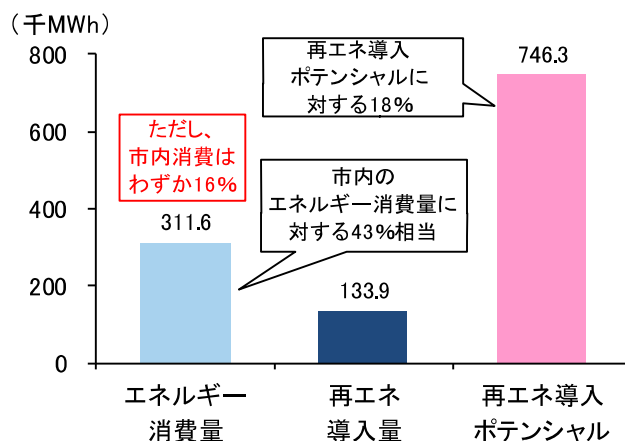
再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャルは、746,346MWh/年で、市内の2021（令和3）年度の電力購入量（311,582MWh/年）を上回っています。

本市における固定価格買取制度（FIT）⁵⁸を活用した再生可能エネルギーの導入量は、2022（令和4）年度において、設備容量が83,924kW（累計）、発電量は133,854MWhでした。



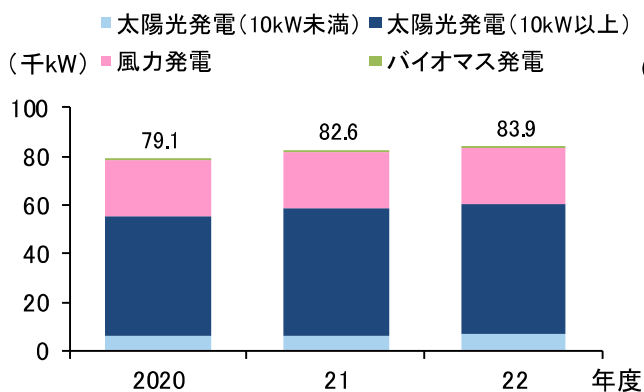
導入ポテンシャル
（電気のみ・設備容量）

【資料：環境省 自治体排出量カルテ】



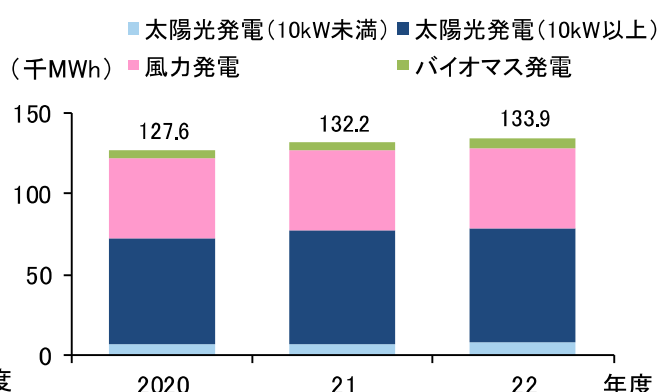
御前崎市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギー導入ポテンシャル（電気）

【資料：環境省 自治体排出量カルテ】



再生可能エネルギーの導入容量

【資料：環境省 自治体排出量カルテ】

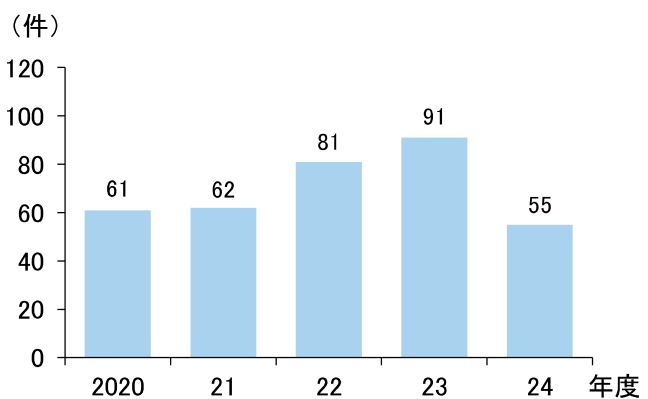


再生可能エネルギーの発電量

【資料：環境省 自治体排出量カルテ】

●省エネルギー機器

家庭における環境への負荷の少ないエネルギー利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的として、「新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金」を交付しています。2024（令和6）年度の補助金交付件数は合計55件でした。



新エネルギー・省エネルギー機器導入補助件数

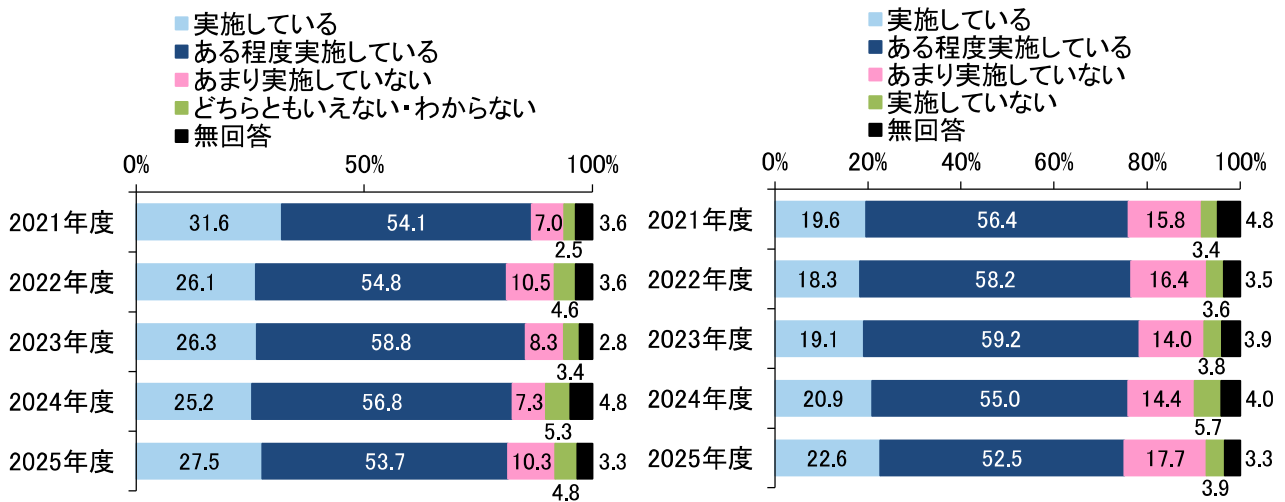
【資料：GX推進課】

58 固定価格買取制度（FIT）：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定の価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●省エネルギーの取り組み意識

2025（令和7）年度に実施した市民意識調査の結果から、二酸化炭素の排出削減へ向けた取り組みの実施度は、「ある程度実施している」（53.7%）が最も多く、「実施している」（27.5%）と合わせて、約81%の市民が実施しています。また、省エネルギーの取り組みの実施度は、「ある程度実施している」（52.5%）が最も多く、「実施している」（22.6%）と合わせて、約75%が実施しています。

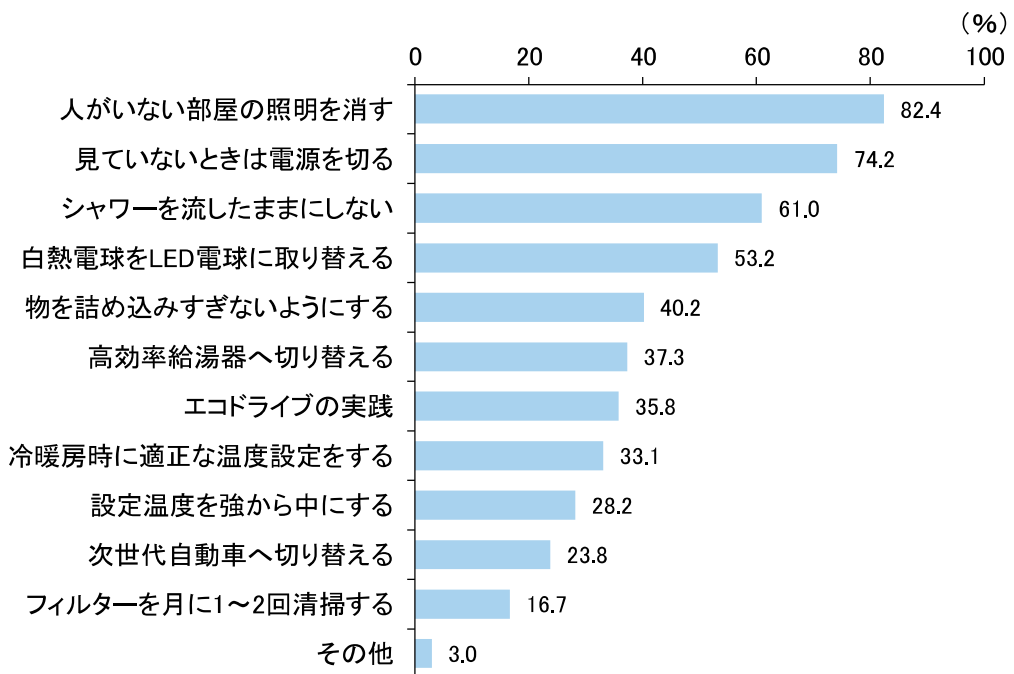
実施している省エネルギーの取り組みは、「人がいない部屋の照明を消す」（82.4%）が最も多く、次いで、「見ていないときは電源を切る」（74.2%）、「シャワーを流したままにしない」（61.0%）の順となっています。



二酸化炭素の排出削減の取り組みの実施度

省エネルギーの取り組みの実施度

【資料：令和7年度御前崎市市民意識調査】



実施している省エネルギーの取り組み

【資料：令和7年度御前崎市市民意識調査】

●御前崎市役所の事務事業における取り組み

「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「御前崎市エネルギービジョン」を策定し、市域全体の地球温暖化対策を推進するとともに、市役所の事務事業に関しては「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいて、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。さらに、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組んでいくことを、2021（令和3）年2月15日に宣言しました。

また、再生可能エネルギーの活用等を通じた持続可能なまちづくりを目指し、公共施設における積極的な再生可能エネルギーの導入を推進しています。

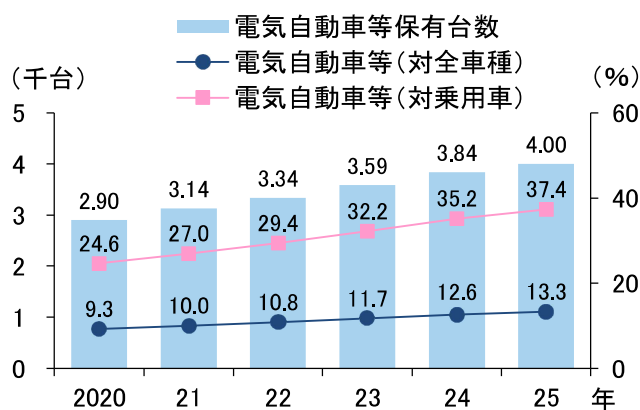
太陽光発電設備導入施設

御前崎市役所 本庁舎、市立図書館（アスパル）、御前崎学校給食センター、御前崎市消防署、浜岡中学校、池新田地区センター、市立御前崎総合病院、御前崎市総合保健福祉センター、第一小学校、浜岡北小学校、浜岡東小学校、しろわクリニック、白羽小学校、御前崎小学校

●次世代自動車

2025（令和7）年の電気自動車等保有台数は4,003台（電気自動車44台、ハイブリッド車3,895台、プラグインハイブリッド車64台）で、自動車保有台数に占める割合は13.3%（静岡県15.5%）となっています。対乗用車割合は37.4%となっており、静岡県の36.9%を上回っています。

本市では電気自動車等のクリーンエネルギー自動車⁵⁹に対して、補助金を交付しています。



次世代自動車保有台数の推移

【資料：静岡県の自動車保有台数】

●二酸化炭素の吸収源

本市には、森林や藻場といった二酸化炭素の吸収源があり、温暖化対策に貢献しています。森林は「グリーンカーボン」として、藻場は「ブルーカーボン」と呼ばれており、どちらも自然の力で二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する重要な役割を担っています。



コラム

本市のブルーカーボンに関する取り組み

御前崎港久々生海岸には、海草のコアマモが群生しており、年間約0.8tの温室効果ガスを吸収しています。また、南駿河湾漁業協同組合を中心とした「榛南地区磯焼け対策協議会」の藻場再生活動では、年間約49.1tの温室効果ガスを吸収しているとされています。これらは、本市の海の生態系が持つブルーカーボンの機能を高める重要な取り組みです。

59 クリーンエネルギー自動車：石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。主に電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車などがある。

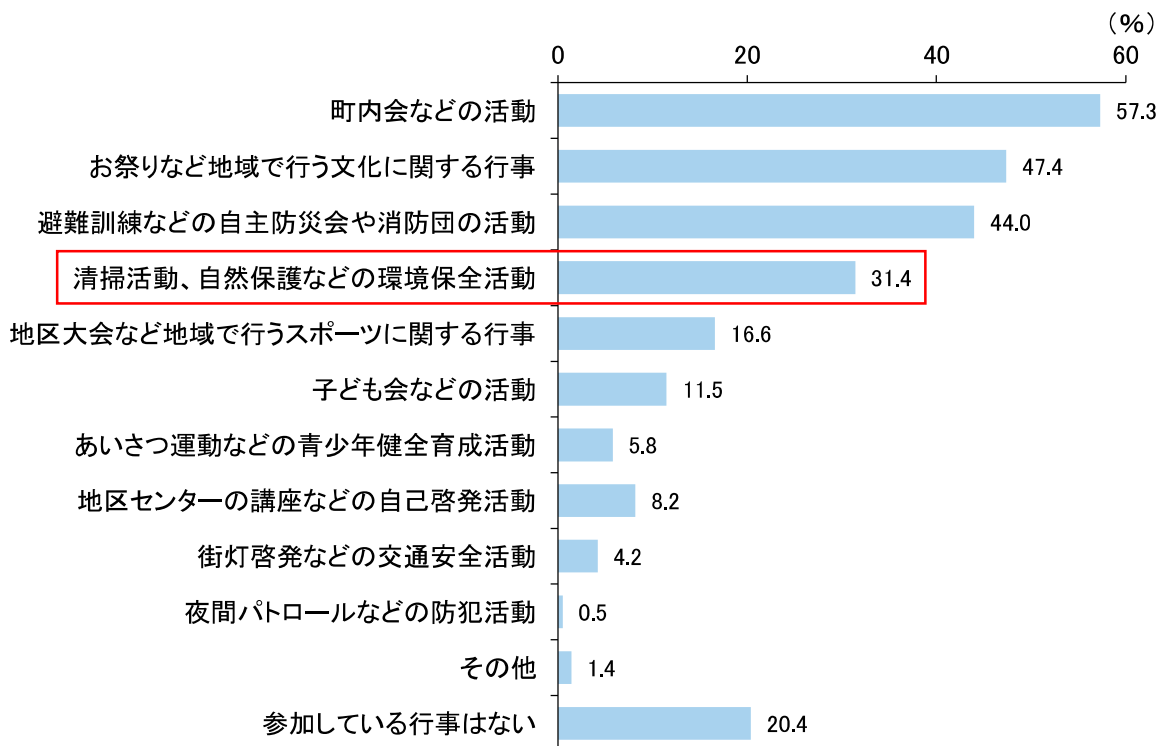
2-11 人づくり・環境基盤

●環境教育・環境保全活動

国の天然記念物に指定されている「御前崎のウミガメ及びその産卵地」を保護するため、ウミガメ保護監視員を委嘱し、保護活動を行っています。ウミガメ保護監視員によるウミガメ保護活動の見学のほか、御前崎小学校では1977（昭和52）年からアカウミガメの飼育活動を行っており、各小中学校でも授業や総合的な学習の時間に環境教育・環境学習が行われています。

そのほか、市職員とNPO法人Earth Communicationが講師を務める「環境出前講座」、海岸清掃・緑の少年団、海岸林整備・ボランティア、磯にくらす生きもの観察会などで、地域資源を活用した環境教育・環境学習、環境保全活動が実施されています。

2025（令和7）年度に実施した市民意識調査の結果から、参加している地域の行事や活動として、「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」（31.4％）に参加している市民は、約3割となっています。



参加している地域の行事や活動

【資料：令和7年度御前崎市市民意識調査】

●情報発信

環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等については、市のホームページで最新の情報を公開・提供するとともに、随時「広報おまえざき」への掲載を行うことにより、市民・事業者への啓発を行っています。

また、毎年6月の環境月間に合わせ、御前崎市立図書館において、環境についての本の展示や情報の提供を行っています。さらに、ケーブルテレビ（CATV）や同報無線などを活用した情報発信も行っています。

資料 3 地球温暖化関連資料

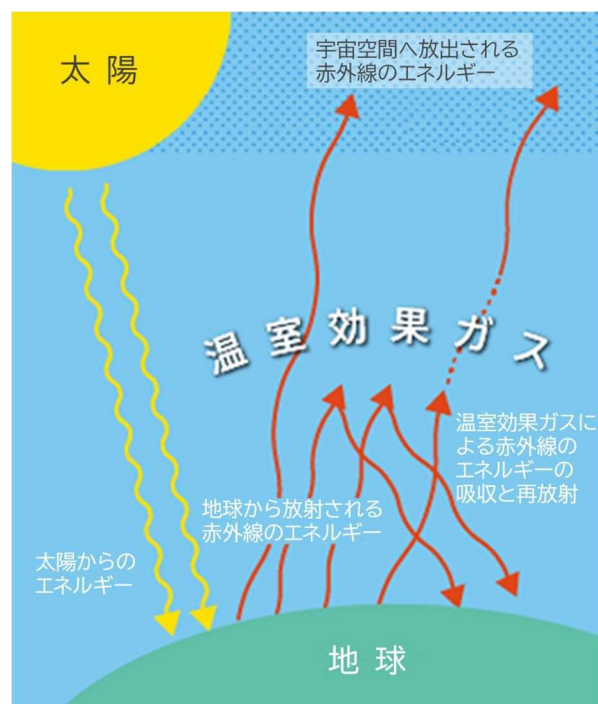
3-1 地球温暖化のメカニズム

●地球温暖化と温室効果ガス

地球の表面は、太陽からのエネルギーによって温められています。温められた地表からは熱が放射され、熱の一部を大気中の温室効果ガスが吸収することで、大気が温められています。

大気中の温室効果ガスの濃度が適度であれば、地球の気温はほどよく保たれますが、濃度が高くなりすぎると熱の吸収が増え、地球の気温は上昇してしまいます。

温室効果ガスは、走行する際のガソリン使用や、日常生活で利用している電気のほか、石油等を原料とするプラスチックを含むごみの焼却などにおいて発生し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇しています。このような現象を地球温暖化といいます。

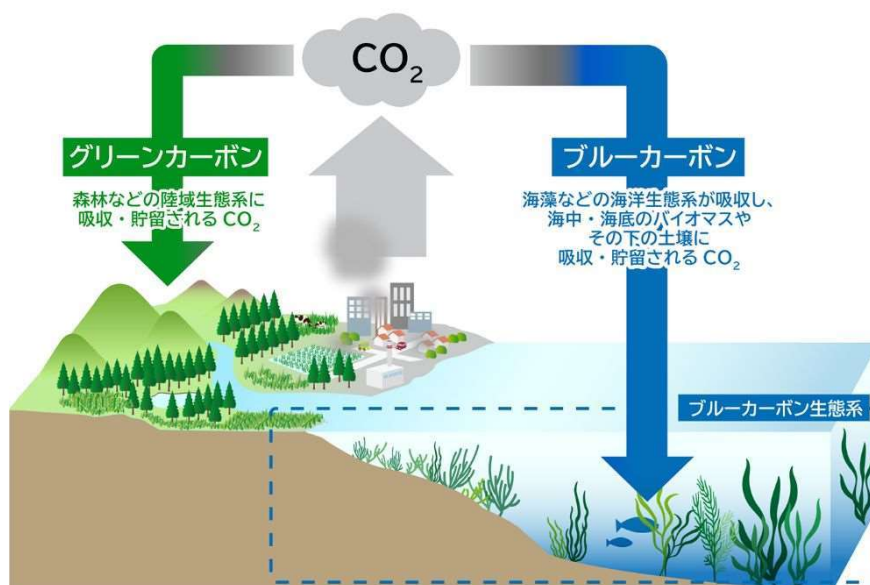


地球温暖化のメカニズム

【資料：環境省ウェブサイト】

●温室効果ガスの吸収・固定

大気中の二酸化炭素（ CO_2 ）を吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる植物や海草などを「吸収源」といいます。植物は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定します。森林や都市の緑など、陸上の植物が固定する炭素のことを「グリーンカーボン」と呼び、海草（アマモなど）や海藻、植物プランクトンなど、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。



吸収・固定の概念図

【資料：国立研究開発法人国立環境研究所ウェブサイト】

3-2 地球温暖化の影響

●世界の気温の変化

世界の年平均気温は、小刻みに変動を繰り返しながら上昇しており、世界平均気温（2011（平成23）年～2020（令和2）年）は、工業化前と比べて1.09℃上昇しています。

これに伴い、世界各地で異常気象が多く発生するとともに、これまでの記録が更新されるほどの異常高温や森林火災が発生し、大きな人的・経済的被害をもたらしています。このような異常気象の背景には、地球温暖化に伴う世界的な気温の上昇傾向が影響していると考えられます。

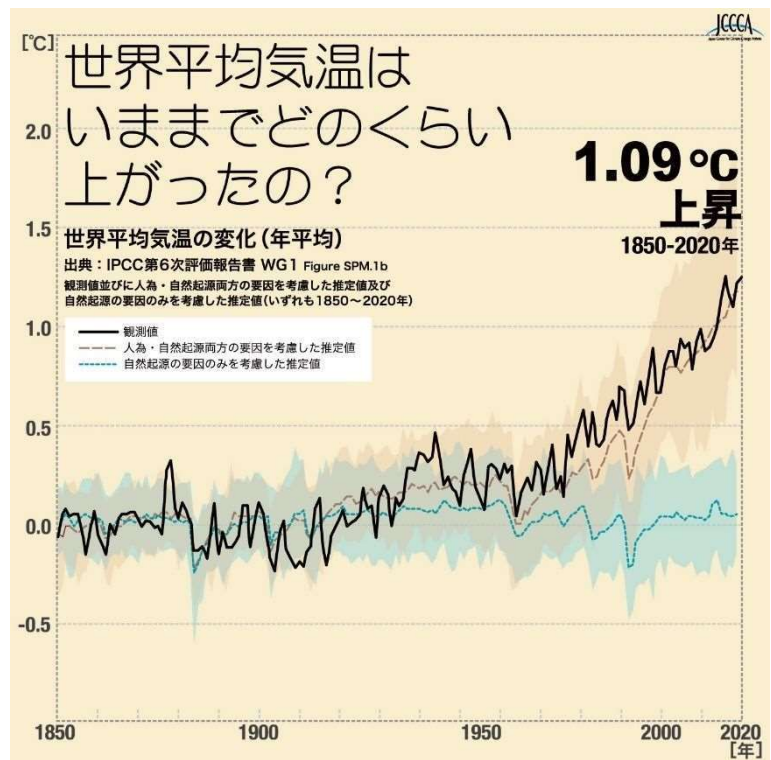
●日本の気温の変化

日本の年平均気温は、100年当たり1.35℃の割合で上昇しており、2024（令和6）年は、年平均気温が統計開始以降、最も高い値となりました。

21世紀末の日本では、平均気温がさらに上昇し、多くの地域で猛暑日や熱帯夜の日数が増加することが予測されています。また、静岡県の年平均気温（2076年～2095年）は、現在の気候（1980年～1999年）に比べて概ね3℃の上昇が予測され、季節別には冬の上昇幅が大きいと予測されています。

●気候変動による将来の主要なリスク

気候変動による将来的リスクとして、海面上昇や高潮、洪水・豪雨、インフラ機能停止、熱中症、食糧不足、水不足、海洋や陸上生態系の損失などがあげられています。



世界平均気温の変化（年平均）

【資料: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト】



気候変動による将来の主要なリスク

【資料: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト】

3-3 本市の二酸化炭素排出量

本市における市民生活や企業等の事業活動によって排出される二酸化炭素の基準年度（2013（平成25）年度）と2015（平成27）年度、直近3年間（2019（令和元）年度～2021（令和3）年度）の推計結果を下表に示しました。これは、環境省が毎年公表する「自治体排出量カルテ」により実数に近い算定方法（P.65参照）により行いました。

2021（令和3）年度における二酸化炭素排出量は404,760t-CO₂であり、基準年度から25.3%減少しました。またエネルギー転換部門（本市では浜岡原子力発電所におけるエネルギー消費を起源とする二酸化炭素排出）を除くエネルギー起源二酸化炭素は283,207t-CO₂であり、基準年度から19.4%減少しました（エネルギー転換部門の二酸化炭素排出量は37.0%減少）。

本市では、製造業からの二酸化炭素排出量が全体の31%を占めており、またそのうち54.7%を、温室効果ガスを多量に排出する事業者（「省エネ法」上の特定排出者）が占めています。

また、各業種・部門別の二酸化炭素排出量のうち、電力消費を起源とする割合を下図に示しました（運輸部門は電力消費起源の二酸化炭素を算定していない）。エネルギー転換部門を除くエネルギー消費起源の二酸化炭素排出量の42.7%を電力消費起源が占めており、特に製造業、民生業務部門、民生家庭部門の電力への転換が進んでいる様子がうかがえます。

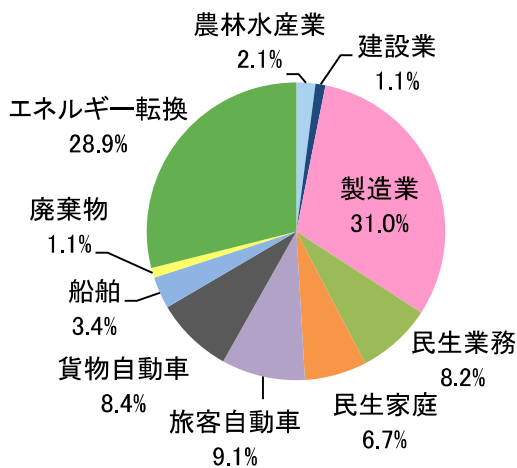
本市の二酸化炭素の推移（単位：t-CO₂）

	部 門		2013	2019	2020	2021	基準年度比 増減率
			(H25) 【基準年度】	(R1) 年度	(R2) 年度	(R3) 年度	
エネルギー 起源	産業	農林水産	16,525	8,386	10,064	8,438	△48.9%
		建設	6,651	3,617	4,597	4,433	△33.4%
		製造業	135,413	134,215	110,837	125,381	△7.4%
		計	158,578	146,218	125,498	138,253	△12.8%
	民生	業務他	51,424	33,720	29,764	33,021	△35.8%
		家庭	44,102	31,017	29,922	27,265	△38.2%
	運輸	旅客自動車	44,612	33,492	32,551	36,683	△17.8%
		貨物自動車	32,470	33,067	33,246	34,036	+4.8%
		船舶	20,328	18,698	16,728	13,948	△31.4%
		計	97,410	85,258	82,526	84,667	△13.1%
小計		351,514	296,213	267,710	283,207	△19.4%	
エネルギー転換		185,777	143,036	128,267	117,130	△37.0%	
合計		537,291	439,249	395,977	400,337	△25.5%	
非エネルギー 起源	廃棄物	4,385	4,888	4,581	4,423	+0.9%	
総計		541,676	444,137	400,558	404,760	△25.3%	
基準年度比増減率		—	△18.0%	△26.1%	△25.3%		

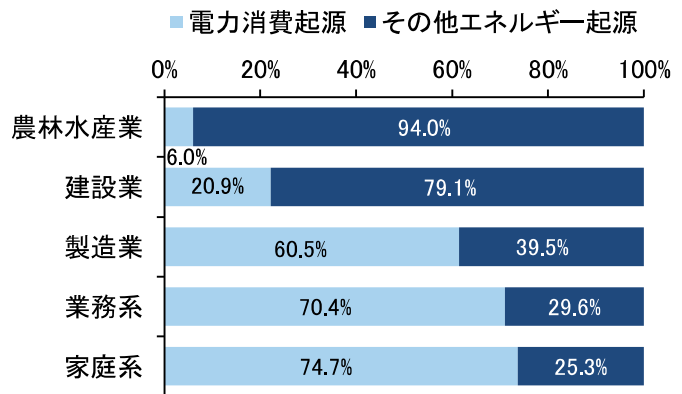
※小数点以下の計算によって表中の数値の合計値が一致しない場合があります（以降共通）。

市独自の算出方法

	電力	エネルギーその他
産業部門（製造業）	実績値を基にした算定（環境省開示請求など）	
産業部門（その他）	都道府県別エネルギー統計に対し、従業者数比率で案分	都道府県別エネルギー統計に対し、従業者数比率案分
民生業務部門	都道府県別エネルギー統計に対し従業者数比率で按分	都道府県別エネルギー統計に対し従業者数比率で按分
民生家庭部門	都道府県別エネルギー統計に対し世帯数比率で按分	都道府県別エネルギー統計に対し世帯数比率で按分
運輸部門 自動車（旅客・貨物）	—	CO ₂ 排出量推計データ（環境省）
エネルギー転換部門	実績値（環境省への開示請求）を基にした算定	
廃棄物	—	廃プラ焼却量から算出



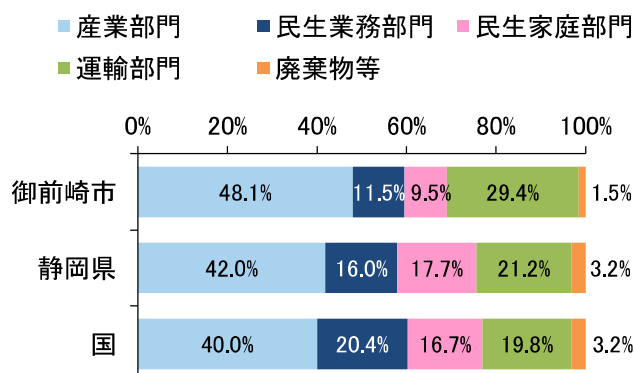
2021（令和3）年度における部門別業種別二酸化炭素排出量の割合



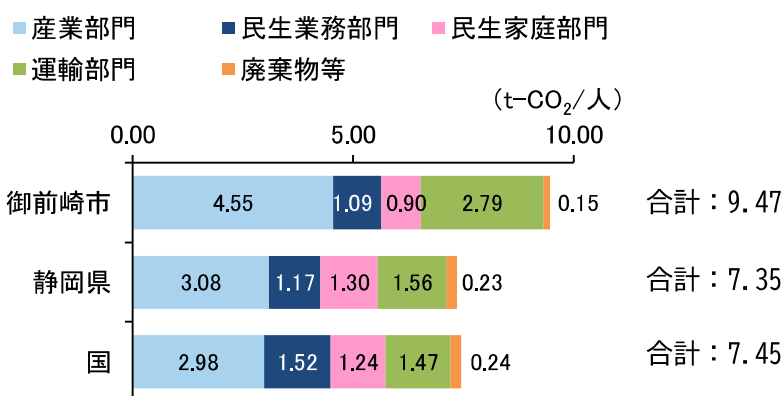
2021（令和3）年度における部門別二酸化炭素排出量の占める電力の割合

3-4 二酸化炭素排出量の評価

エネルギー転換部門を除く二酸化炭素排出量の部門別割合と、人口1人当たりの二酸化炭素排出量を国や県と比較しました。その結果、本市は国や県と比べて産業部門と運輸部門の割合が多い特徴があります。また、人口1人当たりで比較すると、産業部門は国や県より約1.5倍、運輸部門は約1.9倍多く、民生業務部門や民生家庭部門は国や県より少ないことがわかりました。



2021（令和3）年度における部門別二酸化炭素排出量の国や県との比較
【2021（令和3）年度の温室効果ガス排出状況（静岡県）、日本の温室効果ガス排出量データ（国立環境研究所）】



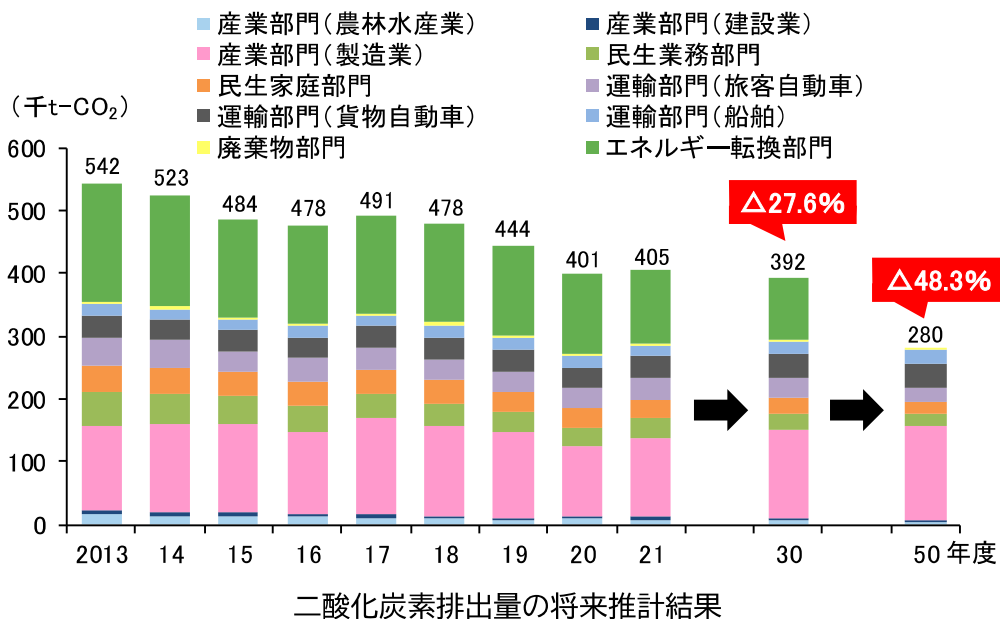
2021（令和3）年度における人口一人当たりの部門別二酸化炭素排出量の国や県との比較
【住民基本台帳、住民基本台帳月報（静岡県）、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）】

3-5 二酸化炭素排出量の将来推計

●現状趨勢ケースにおける二酸化炭素排出量の将来推計結果

二酸化炭素排出量の将来推計は、将来の各種人口や製造品出荷額など本市の活動量の将来変化を、二酸化炭素排出量の現況値に適用するなどの方法で算出しました。また、生活スタイルや事業活動は現在のままを続け、再生可能エネルギー省エネルギー等の追加的な取り組みを行わないものの、再生可能エネルギーなどの導入で電源構成は変化する場合を想定します。この視点による将来推計値は、現状趨勢（BAU：Business As Usual）ケースと呼ばれています。

上記条件で、本市の2030（令和12）年度及び2050（令和32）年度における二酸化炭素排出量を予測した結果、基準年度比で2030（令和12）年度には27.6%、2050（令和32）年度には48.3%減少すると推計しました。



●各部門の二酸化炭素排出量の削減効果

国が実施する地球温暖化対策施策は全国を対象にしたものであり、本市に対しても効果は波及します。この効果を算定するために、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」や、「地球温暖化対策における対策の削減量の根拠」等の資料に基づいた調査を実施しました。

全体としては国の目標以上の二酸化炭素排出量削減は可能であるものの、特に国や県より二酸化炭素排出量割合の多い産業部門は、追加的な独自の二酸化炭素排出量の削減施策が必要と考えられます。

施策が波及した場合の2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量算定結果（単位：t-CO₂）

	部 門		2030（R12） 年度 将来推計結果	施策波及による2030（R12）年度の効果		
				波及効果	二酸化炭素 排出量	基準年度比 増減率
エネルギー 起源	産業	農林水産	7,412	1,716	5,696	△65.5%
		建設	3,486	669	2,817	△57.7%
		製造業	138,790	42,670	96,120	△29.0%
		計	149,688	45,055	104,633	△34.0%
	民生	業務他	27,807	14,974	12,833	△75.0%
		家庭	25,415	14,134	11,281	△74.4%
	運輸	旅客自動車	30,749	13,225	17,524	△60.7%
		貨物自動車	37,598	9,382	28,216	△13.1%
		船舶	18,499	3,428	15,071	△25.9%
		計	86,846	26,035	60,811	△37.6%
	小計		289,756	100,198	189,558	△46.1%
エネルギー転換※		98,462	—	98,462	△47.0%	
合計		388,217	100,198	288,019	△46.4%	
非エネルギー 起源	廃棄物	4,003	1,764	2,238	△48.9%	
総計		392,220	101,962	290,257	△46.4%	

※エネルギー転換部門は、国の目標に準拠し、独自取り組みにより基準年度比で47%削減すると判断した。

国全体のエネルギー起源CO₂削減目標（単位：t-CO₂）

	2013（H25）年度 実績	2030（R12）年度 排出量	削減率
産業部門	4.63 億	2.89 億	△38%
民生業務部門	2.38 億	1.16 億	△51%
民生家庭部門	2.08 億	0.70 億	△66%
運輸部門	2.24 億	1.46 億	△35%
エネルギー転換部門	1.06 億	0.56 億	△47%
合計	12.35 億	6.77 億	△45%

注）地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（環境省）より抜粋し作成。

環境省公表の「自治体排出量カルテ」は、統計データを活用するなど標準的手法での算出となっており、エネルギー転換部門が計上されていません。そのため、計画の中間見直しに当たり、可能な限り実数に近い数字を算出するため、「自治体排出量カルテ」の標準的手法を活用しながら市独自の算出を行い、「自治体排出量カルテ」との比較を行いました。その結果、大きな差はなかったことから、今後の計画の評価においては、「自治体排出量カルテ」の「地方公共団体の部門別・分野別CO₂（標準的手法）」の排出量に「地方公共団体の特定事業所排出量」のうちの「エネルギー転換部門」の排出量（1年前）を加えることで、より実態に近い排出量を把握し評価することとします。

3-6 二酸化炭素排出量の削減目標

本市は、「ゼロカーボンシティ」宣言において、2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指しています。また、国の「地球温暖化対策計画」等の方針及び静岡県の方針を踏まえ、本計画では以下のとおり中期目標及び長期目標を設定します。

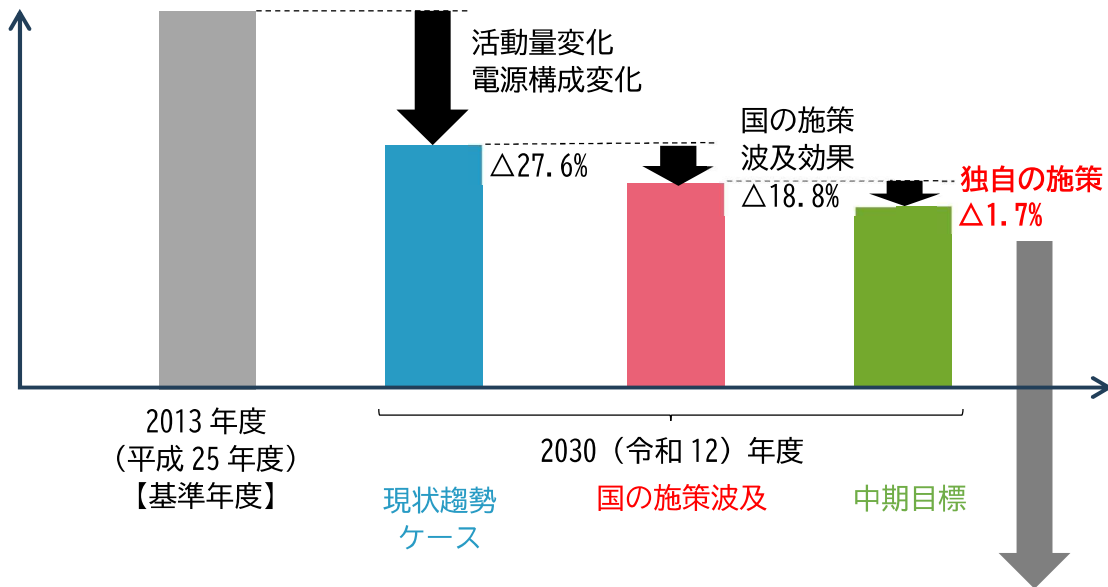
市民・事業者・市が一体となって取り組み、市内の二酸化炭素排出量を 2030（令和 12）年度までに基準年度比 48%、2050（令和 32）年度までに実質ゼロとすることを目指します。

目標年度と削減目標の考え方

目標レベル	目標年度	基準年度 (2013 年度) 比	削減目標の考え方
基準年度	2013（平成 25）年度	—	—
中期目標	2030（令和 12）年度 2035（令和 17）年度 2040（令和 22）年度	△48% △61% △74%	国等の施策波及効果や将来の電源構成等に加え、本市の特徴を考慮した独自対策効果を加算する
長期目標	2050（令和 32）年度	実質ゼロ	御前崎市「ゼロカーボンシティ」宣言に基づき、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする

中期目標： 2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度比で二酸化炭素排出量の《**マイナス 48%**》を目指します。

長期目標： 2050（令和 32）年度までに、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しま



市内の既設及び新設再生可能エネルギー発電の電力を
市内で **3,980 万 kWh (CO₂ 換算 9,955t-CO₂)** 消費することを目指します。

資料4 委員名簿

環境保全対策審議会（敬称略、◎会長 ○副会長）

氏名	所属
山下 智久◎	御前崎市農業委員会会長
二俣 秀明○	御前崎市議会代表
小田 芳久	御前崎市議会代表
増田 剛巳	御前崎市商工会長
樽林 安江	御前崎市消費者グループ会長
赤堀 幸広	御前崎市食品衛生協会会長
加藤 勝弘	地域代表(新神子区町内会長)
松井 裕子	御前崎市花の会会長
井上 隆夫	静岡県環境資源協会事務局長
曾根 敏治	静岡県自然公園指導員
大石 明	新野川・箴川の自然を守る会会長
山下 義春	農協地区担当理事（遠州夢咲農協）
松下 泰治	農協地区担当理事（ハイナン農協）
藪田 国之	南駿河湾漁業協同組合代表理事組合長

資料5 御前崎市環境基本条例

○御前崎市環境基本条例

(平成18年12月25日条例第21号)

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(第8条-第20条)

第3章 環境保全対策審議会(第21条・第22条)

附則

御前崎市は、北部は牧之原平地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恩恵を享受する中で地域固有の文化を育み、大切に守り育ててきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕著化してきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしている。

私たち市民は、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築しなければならない。

このような認識の下に、私たち市民は共に力を合わせて、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の精神にのっとり、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止、自然の恵沢の確保等並びに、水及び空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、市民が潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた市の特性を生かし、自然と人との共生を確保し、すべての者が公平な役割分担の下で環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、自主的かつ積極的に市民が取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的条件及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映するとともに、事業者及び市民の環境の保全に関する活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。

(2) 地域性豊かな自然景観を保全するとともに、歴史的遺産及び文化的遺産の保全並びに緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(3) 森林、海岸等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。

(4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な計画

(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第21条の御前崎市環境保全対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更を行う場合について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保し、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(規制的措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

(1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置

(2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第 15 条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 市は、第 15 条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民、事業者又は民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民、事業者又は民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第 18 条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究、情報の収集に努めるものとする。

(公害に係る苦情処理)

第 19 条 市は、公害に係る苦情処理については、静岡県その他の行政機関と連携し、迅速かつ適正に処理するよう努めるものとする。

(国等との協力)

第 20 条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 環境保全対策審議会

(環境保全対策審議会)

第 21 条 市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、法第 44 条の規定に基づき、御前崎市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報酬及び費用弁償)

第 22 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、御前崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年御前崎市条例第 37 号)に定

める審議又は調査を行う附属機関等の委員の例による。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料 6 用語解説

あ行

■悪臭

いやな「臭い」、不快な「臭い」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。本市では全域で臭気指数 15 の臭気指数規制が指定されている。

■アダプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援するしくみをいう。

■磯焼け

沿岸の岩礁や磯に生育するカジメ・サガラメ・テングサなどの海藻が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。藻場（海藻が群生する場所）が消失し、水産資源の枯渇などが懸念されている。

■ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。政府は環境保全を通じたウェルビーイングが実現できる循環共生型社会の構築を目指すべき姿としている。

■エコアクション 21

ISO14001 規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

■エコラベル

環境に配慮して生産・販売された商品につけられているラベルのこと。エコラベルのついた商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて環境を保

全する行動の一つであるとともに、環境に配慮した生産者・事業者を応援することにもなる。

■温室効果ガス

大気中にあり、地球の気温を暖める働きをするガス（二酸化炭素やメタンなど）の総称である。このガスの濃度が高まって熱の吸収が増えると、地球温暖化が進行する。

■御前崎市環境基本条例

2006（平成 18）年 12 月に制定、2007（平成 19）年 4 月 1 日に施行された条例。環境の保全と創造を推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保を目的としている。

■御前崎市環境基本計画

「御前崎市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画のこと。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から吸収量や除去量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。本市では 2021（令和 3）年 2 月 15 日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050（令和 32）年までの実現を目指している。

■合併処理浄化槽

各家庭や施設に個別に設置される浄化装置で、し尿と生活排水をまとめて処理できるため下水道未整備地域でも導入可能であり、適切な維持管理を行えば高度な浄化性能を発揮して周辺環境への負荷を軽減する。

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。主に電

■資料編

気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車などがある。

■グリーンカーボン

森林や都市の緑など、陸上の植物が光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収・貯留された炭素のこと。本市では森林の適切な管理や緑化の推進を通じて、創出活動を推進している。

■グリーン購入

価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入すること。

■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクが実施している、緑あふれる生活環境づくりのための支援制度。公共施設や地域の緑化を推進するために、苗木・種子・球根の配布や緑化工事の助成などを行っている。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■県指定希少野生動植物

「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、保護が必要な種として指定された生物。本市ではアカウミガメが指定されており、無許可の捕獲や殺傷は厳しく禁止されている。

■公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■公共下水道

都市部を中心に整備される大規模な排水処理システムで、家庭や事業所からの汚水を管路で集めて下水処理場へ送り、微生物による生物処理や高度処理を経て河川や海へ放流することで都市の衛生環境と水質を守っている。

■固定価格買取制度（FIT）

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定の価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

■昆明モンリオール生物多様性枠組

生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる2030（令和12）年までの新たな世界目標の枠組。2022（令和4）年12月、カナダ・モンリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■静岡県版レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。静岡県では2003（平成15）年度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017（平成29）年10月、2019（平成31）年3月にレッドリストが改定された。

■次世代自動車

従来のガソリン車よりも環境負荷の少ない自動車のこと。主に電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などがある。

■自然共生サイト

保護地域外で、企業や自治体、地域住民の取り組みによって自然が守られている里地里山や森林、公園などを認定する区域のこと。本市では「御前崎港久々生海岸里海プロジェクト」が認定されている。

■持続可能な社会

自然の恵みの中で快適に暮らし続けるために、自分たちの暮らし方や社会のあり方を見直し、環境への負担を減らす社会のこと。

■臭気指数

人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化したもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、臭いの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量や消費量を抑制しつつ、既存資源を最大限に活用することで、付加価値を生み出す考え方。廃棄物を減らす循環型社会の実現を目指すもの。

■省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■商習慣（3分の1ルール）

食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、納品や販売の期限を設ける業界独自のルールのこと。この見直しを行うことで、まだ食べられる食品が期限切れで廃棄される食品ロスを抑制できる。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。本市では削減に向けた啓発やフードドライブ事業を推進している。

■水源涵養機能

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネルギー住宅のことを指す。

■生活雑排水処理率

家庭や事業所から出る汚水が、下水道や合併処理浄化槽などの適切な施設で処理されている割合を示す指標のこと。本市では水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続を促進している。

■生態系被害防止外来種

外来種の中でも、地域の自然環境や農林水産業、あるいは人の生命や身体に被害を及ぼすおそれがあるものとして、国によって選定された生物のこと。

た行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の3種類の総称。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化

を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。最近では2050（令和32）年までに脱炭素社会を目指す国や地方公共団体が多くなっている。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理できない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地域循環共生圏

地域の資源を上手に使いながら、地域同士も助け合って、環境にも暮らしにもよい地域をつくる考え方。

■地域猫

特定の飼い主はいないものの、地域住民の理解と協力によって適切に管理されている猫のこと。繁殖を抑えるための不妊去勢手術を施すことで、野良猫にまつわるトラブルを防ぎ、動物と共生する環境を整える。

■地球温暖化

温室効果ガスの増加により地球の平均気温が上昇する現象。本市でも年平均気温が上昇傾向にあり、砂浜の消失や御前崎茶の栽培への影響、熱中症の増加などが懸念されている。

■地産地消

地元で生産された農産物や水産物を地域で消費すること。輸送による二酸化炭素排出量を減らし、環境負荷を軽減する効果がある。本市では学校給食での地元産品利用などを推進している。

■超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境負荷が少ない小型の電気自動車などのこと。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある賞味期限が近い商品を優先的に選ぶ購買行動のこと。店での売れ残りによる廃棄を減らし、食品ロス削減に直接つながる取り組みとして推奨されている。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののう

ち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

な行

■二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

■ネイチャーポジティブ (自然再興)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。これ以上自然を減らさず、むしろ自然を増やしていく社会を目指す考え方であり、森や川、生きものが元気な状態を取り戻し、未来の世代にも豊かな自然を残すことを目的としている。

■燃料電池自動車

燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

■農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的としている。

は行

■バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省

エネと低公害を実現する自動車。

■パリ協定

温室効果ガス排出量の削減等について定めた国際的な取り決めで、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的としている。全参加国は削減目標を国連に提出して削減を進め、5年ごとに見直すことが求められている。

■非化石証書

石油や石炭などの化石燃料を使わずに発電された電力が持つ「環境価値」を、証書にして売買できるようにしたもの。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している2.5μm(1μmは1mmの1千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた10μm以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子。PM_{2.5}は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

■不法投棄

廃棄物を法律に定められた方法で適切に処理せず、山林や原野などに捨てること。景観阻害や生態系への悪影響が懸念されている。本市では監視パトロールの実施など対策を行っている。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■プラグインハイブリッド車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所をあわせ持っている。

■ブルーカーボン

海草(コアマモなど)や海藻、植物プランクトンといった海の生態系が、大気中の二酸化炭素を吸収して固定する炭素のこと。

■ペロブスカイト

従来のパネルよりも薄くて軽く、曲げることも可能な次世代型の太陽電池のこと。公共施設や観光施設への導入を通じて、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大が期待されている。

ま行

■マイクログリッド

地域内で再生可能エネルギーを効率的に活用するための、小規模なエネルギー供給ネットワークのこと。市役所周辺などの公共施設において、停電などの災害時にも強い分散型エネルギーシステムの構築を目指している。

■マイクロプラスチック

海洋を漂うプラスチックごみの中でも長期間かけて細くなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■松枯れ

マツノザイセンチュウという線虫の寄生によって海岸部のクロマツなどが枯れてしまう現象。放置すると、防潮・防風機能の低下や美しい景観の悪化を招くため、適切な管理や予防対策が必要である。

■緑のカーテン

つる性の植物（ゴーヤやアサガオなど）を、建物の窓の外や壁面に設置してつくるもの。強い日差しを遮る遮光効果と、植物が水分を蒸発させる際の冷却効果により、室温の上昇を抑えることができる。

■森の力再生事業

手入れが行き届かず荒廃した森林を、県と連携して再生する事業。森林が持つ水源涵養機能や二酸化炭素の吸収能力を取り戻すことを目的としている。

や行

■遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ら行

■リサイクル（再利用）

廃棄物として処分される物を回収し、再利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース（発生抑制）

使い捨て製品や不要な物を購入しないなど、廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。

■リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

英数字

■AI オンデマンド

AI（人工知能）を活用し、利用者の予約に応じて最適なルートを走行する輸送サービス。公共交通の利便性を高めつつ、効率的な運行によって温室効果ガスの排出を抑制する取り組み。

■BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■CO₂フリー電力

発電の過程で温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を排出しない電力のこと。具体的には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによって発電された電力や、原子力発電によって作られた電力を指す。

■ESCO（Energy Service Company）

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ改修にかかった投資や経費が、削減された光熱費（エネルギー経費）で賄われる点が最大の特徴である。導入する側は、新たな経済的負担を負わずに設備を更新でき、契約期間終了後の経費削減分はすべて利益となる。

■GX（Green Transformation）

化石燃料への依存から脱却し、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへの変革していくこと。本市では、2025（令和7）年度に市内にGX推進課が誕生し、ゼロカーボンシティ実現に向けた戦略的な施策を展開していくこととしている。

■IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、2023（令和5）年には「第6次評価報告書・統合報告書」が発行された。

■J ブルークレジット

海草（アマモなど）や海藻といった海の生態系が吸収・固定する炭素「ブルーカーボン」の量を、専門機関が認証して取引可能にした「価値（クレジット）」のこと。本市では、藻場の再生による二酸化炭

■資料編

素の吸収効果を適切に評価し、その成果を「見える化」するためにこの制度を活用している。

■OECM (Other Effective Area-based Conservation Measures)

国立公園などの保護地域以外で、生物多様性の保全に効果的な区域を国際的に認定するしくみ。

■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015 (平成 27) 年の国連総会で採択された、2030 (令和 12) 年までの世界共通の 17 の目標。「第 2 次御前崎市環境基本計画」にも目標が加味されている。

■V2H (Vehicle to Home)

電気自動車 (EV) などのバッテリーに蓄えた電気を、自宅へ供給して活用できるしくみを指す。自動車を「走る蓄電池」として利用することで、家庭の電気代節約や、災害時などの停電における非常用電源として役立てることができる。

■ZEB (Net Zero Energy Building)・ZEH (Net Zero Energy House)

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル (ZEB)、住宅 (ZEH) のこと。

■3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの言葉の頭文字をとったもの。

■30by30 (サーティ・バイ・サーティ)

2030 (令和 12) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) というゴールに向け、2030 (令和 12) 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

■30・10 運動

宴会や会食時、乾杯後の 30 分間と終了前の 10 分間は自分の席に座って料理を楽しみ、食べ残しをゼロにしようとする啓発活動。



御前崎市総務部 GX 推進課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地
【TEL】 0537-85-1134 【FAX】 0537-85-1137
【E-mail】 gx@city.omaezaki.shizuoka.jp